【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 2021年 6 月29日

【会社名】アステリア株式会社【英訳名】ASTERIA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 執行役員 社長 平野 洋一郎

【本店の所在の場所】 東京都品川区大井一丁目47番1号

【電話番号】 03-5718-1250

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大井一丁目47番1号

【電話番号】 03-5718-1650

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月26日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2021年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更(本店の所在地)の件

新型コロナウイルスの感染が続く中、企業の働き方も進化させ、テレワークを中心とした就業を定着させております。その上で、オフィスは小さく、全員が毎日執務する場所から必要に応じて集まる場所への変革を進めております。この方針を踏まえ、業務運営の最適化と固定費削減のため、本店を移転することといたしました。

本店移転に伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都品川区から東京都渋谷区に変更する ものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、2021年10月1日であります。

第2号議案 定款一部変更(場所の定めのない株主総会)の件

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(第204回国会内閣提出法案第23号。なお、法案の再提出等により法案番号が変更された場合には変更後の法案番号によるものとします。)が成立した場合、上場会社において、定款に定めることにより、株主の皆さまの利益の確保への配慮等を踏まえて定められる一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、株主や取締役等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となります。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款を変更しようとするものであります。

なお、当社が改正後の産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、この定款変更の効力が生じるものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、平野 洋一郎、北原 淑行、五味 廣文、Anis Uzzaman及び時岡 真理子の5氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、髙橋 もと子氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案					
定款一部変更(本店の所在地)の件	92,548	361	-	(注1)	可決(99.59%)
第2号議案					
定款一部変更(場所の定めのない株 主総会)の件	92,164	765	ı	(注1)	可決(99.17%)
第3号議案					
取締役5名選任の件					
平野 洋一郎	90,579	2,350	-		可決(97.47%)
北原 淑行	92,212	717	-	(注2)	可決(99.23%)
五味 廣文	90,472	2,457	-		可決(97.35%)
Anis Uzzaman	92,130	799	-		可決(99.14%)
時岡 真理子	92,128	801	-		可決(99.13%)
第4号議案					
補欠監査役1名選任の件				(注2)	
髙橋 もと子	92,092	837	-		可決(99.10%)

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上